

景品表示法に基づく法的措置事件の概要（25年度）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H25. 9. 13 【措置命令】	消費者庁	株式会社モイスト	<p>株式会社モイストは、「烏龍減肥」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成24年3月13日から同年11月16日までの間、日刊新聞紙に折り込み、又は通信販売業者等が発行する商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシにおいて、「私たちはたった1粒飲んで 楽やせしました!!」、「食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに・・・」、「運動も食事制限も続かな〜いという方は必見!!!」等と記載することにより</p> <p>② 平成24年5月頃から同年12月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「運動も食事制限も続かな〜い。という方、必見! しっかり食べてもスッキリダイエット!!」、「ダイエット成功者続々! 既に10万人のダイエッターが実感! ?」、「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思ってた・・・。」等と記載することにより</p> <p>あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>
H25. 12. 5 【措置命令】	消費者庁	株式会社コマースゲート	<p>株式会社コマースゲートは、「夜スリムトマ美ちゃん パワーアップ版」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成25年1月21日から同年3月30日までの間、日刊新聞紙に折り込み、又は通信販売業者等</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>が発行する商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシにおいて、「寝ている間に勝手にダイエット！？」、「寝る前に飲むだけで努力なし！？」、「私、昔はなんと91キロもあったんです！！」、「以前着ていた洋服もこんなにブカブカ！」等</p> <p>② 平成24年8月21日から平成25年3月20日までの間、雑誌、冊子等において、「寝ている間に勝手にダイエット！？」、「寝る前に飲むだけで努力なし！？」、「以前着ていた洋服もこんなにブカブカ！」等</p> <p>③ 平成23年12月1日から平成25年4月30日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「そもそも正しいダイエット法とは？」、「でも、通常のダイエットには大きな問題が・・・」、「これらの悩みを解決したい！そこで・・・」、「その結果・・・サプリメント『夜スリムトマ美ちゃん』が誕生！！」、「こう見えて41歳！！子供を4人産んだお腹です！！」、「以前着ていた洋服が！！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>
H25.12.10 【措置命令】	消費者庁	株式会社大雄振興公社	<p>株式会社大雄振興公社は、「よこて大雄ホップ茶」及び「ホップペクチン茶」と称する粉末飲料（以下「本件2商品」という。）について</p> <p>① 「よこて大雄ホップ茶」を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>a 平成23年11月6日から平成24年8月3日までの間、秋田魁新報に掲載した広告</p> <p>b 平成23年7月3日から平成24年3月11日までの間、秋田魁新報に折り込み配布したチラシ</p> <p>c 平成23年2月から平成24年4月までの間に配布したパンフレット</p> <p>において、「ポリフェノール含有日本一のお茶 ※1」、「※1 国民生活センターポリフェノール含有食</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>品358銘柄商品テスト結果より」等 と記載することにより、あたかも、独立行政法人国民生活センターによる試験の結果、よこて大雄ホップ茶がポリフェノール含有日本一のお茶であると認められたかのように示す表示を行っていた。 実際には、国民生活センターがよこて大雄ホップ茶のポリフェノール含有量について試験を行った事実はなかった。</p> <p>② 「本件2商品」を一般消費者に販売するに当たり a 平成24年5月から同年9月までの間に配布したパンフレット b 平成24年7月から同年9月までの間、自社ウェブサイト において、「ポリフェノール含有量(100gあたり)」、「よこて大雄ホップ茶 5420mg」、「ホップペクチン茶 5210mg」、「赤ワイン 250mg」、「コーヒー 168mg」等 と記載することにより、あたかも、本件2商品には人体に有益なポリフェノール等が著しく多量に含まれているかのように示す表示を行っていた。 実際には、ポリフェノール等の含有量を記載するに当たって、赤ワイン等については、そのまま飲食できる状態での100グラム当たりの含有量を記載しているのに対して、本件2商品については、そのまま飲用できない粉末の状態での100グラム当たりの含有量を記載しているものであって、本件2商品について、飲用できる状態でのポリフェノール等の100グラム当たりの含有量は、記載された赤ワイン等のポリフェノール等の含有量を大きく下回るものであった。</p>
H26.1.21 【措置命令】	消費者庁	株式会社きむら	<p>株式会社きむらは、愛知県西尾市一色町産のうなぎ(以下「本件うなぎ」という。)及び本件うなぎを用いたうなぎ蒲焼(以下、本件うなぎと併せて「本件2商品」という。)について</p> <p>① 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」等と記載することにより</p> <p>② 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載することにより</p> <p>③ 平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色産）7月22日（月）土用の丑の日」等の映像を放送することにより</p> <p>あたかも、本件2商品を販売するかのように表示していたが、実際には、株式会社きむらは、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p>

景品表示法に基づく法的措置事件の概要（23、24年度）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
23.6.14 【措置命令】	消費者庁	日本緑茶センター株式会社	<p>日本緑茶センター株式会社は、「セルリアンシーズ・シーソルト（顆粒）」と称する食用塩について、</p> <p>① 商品ラベルにおいては、</p> <p>ア 平成14年8月ころから平成21年10月ころまでの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造されます。自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」</p> <p>イ 平成21年11月ころから「最初から最後まで塩田で天日の力を使い、結晶させた完全天日塩です。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」</p> <p>② 自社ウェブサイトの表示においては、平成18年10月1日から平成22年12月14日までの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造しています。精製塩のとがった辛味とは異なる、自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」</p> <p>と、それぞれ表示していたが、実際には、天日蒸発による海塩を溶解して洗浄した後、釜で乾燥させたものであり、天日塩とはいえないものであった。また、対象商品は、凝固防止剤が添加されているものであった。</p>
23.9.9 【措置命令】	消費者庁	株式会社アイランド食品	<p>株式会社アイランド食品は、同社が企画し、</p> <p>① 複数の観光土産品卸売業者に卸し、当該卸売業者を販売者として供給していた「乾自然薯そば」と称する干しそばについて、「自然芋そば」、「深山に自生する山芋は粘り強くて器量良し」等と表示していたが、実際には、使用されている自然薯の粉末は、極めて少量（配合割合0.019%）であり、また、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>② 群馬県に所在する観光土産品卸売業者に卸し、当該卸売業者を販売者として供給していた「乾尾瀬自然薯そば」と称する干しそばについて、</p> <p>ア 「尾瀬自然薯そば」、「山奥の自然の恵みをいっぱいうけて自生している自然薯は味よし香りよし器量よし」等と表示していたが、実際には、使用されている自然薯の粉末は、極めて少量（配合割合0.019%）であり、また、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。</p> <p>イ 「尾瀬自然薯そば」、「本品は地元で育った純良なおそば粉を使用したおそばです」等と表示していたが、実際には、外国産の玄そばを原材料とするものであった。</p> <p>ウ そば粉の配合割合を表示することなく「尾瀬自然薯そば」等と表示していたが、実際には、そば粉の配合割合は約12%であった。</p> <p>③ 岐阜県に所在する観光土産品卸売業者に卸し、当該業者を販売者として供給していた「乾そば（白川郷合掌そば）」と称する干しそばについて、そば粉の配合割合を表示することなく「白川郷合掌そば」等と表示していたが、実際には、そば粉の配合割合は約12%であった。</p>
23.11.25 【措置命令】	消費者庁	株式会社リアル及び株式会社ビューティーサイエンス	<p>株式会社リアル及び株式会社ビューティーサイエンス（以下「2社」という。）は、痩身効果を標ぼうする食品を販売するに当たり、</p> <p>① 「黒瘦減粒」と称する食品について、ウェブサイトにおいて、例えば、「余分なブヨブヨを燃やして流す！ Wのパワー！」等</p> <p>② 「ピュアスルー」と称する食品について、ウェブサイトにおいて、例えば、「決して食事制限はしないでください このバイオ菌が 恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート」等と記載し、当該商品を摂取することで容易に著しい痩身効果が得られると認識される表示をしていたが、消費者庁が2社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、2社から資料が提出されたものの、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>また、「黒瘦減粒」と称する食品について、ウェブサイトにおいて、例えば、「通常販売価格12,000円のところ インターネット特別価格2980円」と表示し、通常時よりも安価に購入できると認識される表示をしていたが、実際には、「通常販売価格」（12,000円）と称する価格は、同社が当該商品について実際に販売した実績のないものであった。</p>
<p>H24.12.20 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>V a n a H株式 会社</p>	<p>V a n a H株式会社は、「V a n a H」と称するペットボトル入り飲料水を供給するに当たり、平成23年10月31日に「V a n a Hフランチャイズシステム」と称する会の「エージェント」と称する会員に送付したファックス文書において、「スイスのジュネーブにある国連本部にて、10月26日（水）にV a n a H株式会社が世界で初めての『国連認定証』を取得致しました!」、「国連から富士山の天然水素を豊富に含んだ高品質な水を所有している、V a n a H株式会社へ、飲料として世界で初めて、国連のロゴマークを商品ラベルにオンリーワン（世界でV a n a H株式会社のみ）の証として使用許可を頂きました。」等と記載することにより、あたかも、本件商品の品質について、国際連合が高く評価し、かつ、そのため、国際連合が国際連合認定ロゴマークの使用をV a n a H株式会社に許可したかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、国際連合が、本件商品の品質について高く評価した事実はなく、国際連合がV a n a H株式会社に対し、国際連合認定ロゴマークの使用許可を行った事実もなかった。</p>
<p>H24.9.28 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>有限会社藤原ア イスクリーム工 場</p>	<p>有限会社藤原アイスクリーム工場は、天然はちみつ26商品を供給するに当たり、平成22年9月から平成23年12月までの間、商品本体に貼付されたラベル及び封緘シールにおいて、「いわて・もりおか 藤原養蜂場」、「岩手、藤原蜂蜜のおすすめ 藤原養蜂場は日本でも最も古く、明治時代から蜜蜂の飼育に専念、改良を加えて今日に至って居り、特に三陸地方から北上山系の早池峰山麓に本拠地を置き、我が国で最も品質の高いとうたわれる純粋の『栃やあかしあやクローバーの花の蜜』を生産して参りました。」、「岩手県盛岡市若園町三の十」、「藤原養蜂場」等と国内の地名等を表示していたが、実際には、本件商品の内容物は、国内で採蜜された天然はちみつに、中華人民共和国又はハンガリーで採蜜された</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			天然はちみつが混合されているものであった。